

ベトナムにおける新たな業務提携

一般財団法人新日本検定協会はベトナム・ホーチミンに拠点を置く QUATEST 3 (Quality Assurance and Testing Center 3) と業務提携を結び、ベトナム現地における食品検査サービスの提供を開始いたしました。我々は両国において技術交流、協力関係をより深めると共に、日本に輸出される様々な食品等について、ベトナム国内において日本と同等精度の高い信頼度の分析結果を提供し、日本とベトナム間の貿易の円滑化に貢献して参ります。



調印式の様子

Case 1: 輸出エビの事前検査サービス

AOZ, Enrofloxacin and Ciprofloxacin, Sulfadiazine

ベトナム産エビに対して、日本で命令検査対象項目となっている AOZ、エンロフロキサシン(シプロフロキサシンを含む)、スルファジアジンの 3 項目について、弊会と QUATEST 3 は現地における事前検査サービスを立ち上げました。

現地サプライヤーから提出されたサンプルを QUATEST 3 が迅速に分析、すべての検査データを弊会がチェック・承認した上で、弊会の証明書で結果報告をいたします。現地では弊会がアレンジした分析法を採用し、日本で行う分析と同等精度の高い信頼度の分析結果をスピーディーに提供します。

現地工場での入荷原料の確認や、船積み前の最終チェックに活用いただけます。

Case 2: 加工食品の分析サービス

Food additives, Preservatives, Antioxidants, Food color etc.

ベトナムで製造される調味料や農産、畜産、水産加工食品について、使用している添加物や保存料、着色料が日本の食品衛生法に定められた基準に適合しているか、分析するサービスです。主要な加工食品について重要な検査項目がセットになったパッケージメニューを用意し、検査依頼をよりしやすくしました。



QUATEST 3 (Quality Assurance and Testing Center 3)

1976 年設立、ホーチミン市内に本部を置く。ベトナム科学技術省 (Ministry of Science and Technology : MOST) 傘下の政府機関。食品、消費財、工業製品などの品質分野に定評のある試験・認証機関である。

日本では 2018 年に厚生労働省において外国公的検査機関に登録されている。

Case 3: 器具容器包装検査サービス(外国公的検査機関制度) New!

Food utensils, containers and packaging

QUATEST3 は厚生労働省の外国公的検査機関に登録されており、同機関の発行する分析証明書は、日本の厚生労働省登録検査機関の発行する分析証明書と同等に取り扱われます。

弊会は QUATEST3 と連携し、ベトナムで製造し日本に輸入される器具容器包装について、日本の食品衛生法に基づく規格試験を QUATEST3 にて実施し、分析証明書を発行いたします。試験分析のプランニングから結果データの確認、ご請求まで、日本側で弊会がサポートをいたします。この QUATEST3 が発行した分析証明書はそのまま日本の検疫所へ検査実績として提出し、輸入審査に使用できます。

Case 4: 器具容器包装の適正製造規範(GMP)認証サービス

GMP Certification

2018年6月の食品衛生法改正により、日本では合成樹脂製器具容器包装のポジティブリスト制度が2020年6月1日より開始されました。原材料、添加物の使用や製造に関する情報を、製造から販売までの各段階において適切に伝達してゆくためには適正製造規範(GMP)による製造管理が重要です。

弊会は QUATEST3 と共同で、ベトナム国内の器具容器包装製造工場に対し、GMP 管理体制のプライベート監査、認証サービスを提供します。厚生労働省が作成した「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針(ガイドライン)」をベースとし、ポジティブリスト制度運用の基礎となる適正製造規範(GMP)の遵守を第三者の視点で厳格に評価することで、安心、安全な取引に貢献いたします。

Other: 農薬、抗菌剤、微生物 etc.

Pesticide residues, Antibiotics, Microbiological test etc.

高い分析技術と豊富な設備を有する QUATEST3 では、その他の食品衛生に関する様々な試験分析ニーズにも、個別に対応が可能です。残留農薬、合成抗菌剤、微生物試験、各種規格試験など、日本の食品衛生法に基づく試験分析をご要望に応じて弊会がアレンジし、現地にて迅速に展開いたします。

本件に関するお問い合わせ

一般財団法人新日本検定協会

食品営業グループ 担当: 中島、長田、原田

TEL 045-273-1408 FAX 045-474-0242

Mail f-eigyo@shinken.or.jp

料金表 2020年6月1日現在

項目名	料金	納期
抗生物質、抗菌剤等		
AOZ	USD 150	5 営業日
エンロフロキサシン(シプロフロキサシン含む)	USD 120	5 営業日
スルファジアジン	USD 120	5 営業日
上記 3 項目セット	USD 300	5 営業日

添加物、保存料、酸化防止剤、着色料		
安息香酸	調整中	調整中
ソルビン酸	調整中	調整中
二酸化硫黄	調整中	調整中
サイクラミン酸	調整中	調整中
THBQ	調整中	調整中
BHA,BHT	調整中	調整中
合成タール系色素	調整中	調整中
ベトナム産ヌクナムセット(安息香酸、ソルビン酸、サイクラミン酸、合成タール系色素)	調整中	調整中

カビ毒		
アフラトキシン(B1,B2,G1,G2)	調整中	調整中

微生物試験		
一般生菌数	調整中	調整中
大腸菌群	調整中	調整中
E.coli	調整中	調整中
腸炎ビブリオ	調整中	調整中

器具容器包装規格試験(一例) New!		
ガラス、陶磁器、ホウロウビキ規格	JPY 10,000	10 営業日
合成樹脂一般規格	JPY 19,000	10 営業日
PP,PE 製規格(一般規格+蒸発残留物 4 種類)	JPY 34,500	10 営業日
PS 製規格(一般規格+揮発性物質+蒸発残留物 4 種類)	JPY 47,500	10 営業日
ゴム製器具規格	JPY 34,000	10 営業日

この他の材質についても随時受託を拡大して参ります。詳細はお問い合わせください。

器具容器包装製造 GMP 認証サービス		
新規申請(初回書類審査含む)	お問い合わせください	-
現地監査	お問い合わせください	-
更新申請	お問い合わせください	-
追加書類審査	お問い合わせください	-

・お支払いは USD 建て、JPY 建て共に、弊会の日本の口座宛てになります。海外からの送金の場合、銀行手数料等をご負担いただきますのであらかじめご了承ください。

・料金は予告なく改定させていただくことがあります。

・検査結果は弊会の証明書で弊会より報告いたします。外国公的検査機関制度による器具容器包装規格試験については QUATEST3 の証明書(英文)で弊会を通じて報告いたします。

・この他の項目、検査についてもご要望に応じ構築いたします。お気軽にご相談ください。